

2024 年 6 月 1 日より、食事療養標準負担額が変わります

食材費等の高騰等を踏まえ、健康保険法並びに高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、入院時の食事療養費の自己負担額が変更となります。ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【70 歳未満の方】

所得区分	令和 5 年 5 月 31 日以前	令和 6 年 6 月 1 日から
ア：年収約 1,160 万円～の方	1 食 460 円	1 食 490 円 ※1
イ：年収 770～約 1,160 万円の方		
ウ：年収約 370～約 770 万円の方		
エ：年収～約 370 万円の方		
オ：住民税非課税の方	1 食 210 円	1 食 230 円 ※2

【70 歳以上の方】

所得区分	令和 5 年 5 月 31 日以前	令和 6 年 6 月 1 日から
現役並みⅢ（負担割合：3 割） 年収約 1,160 万円～の方	1 食 460 円	1 食 490 円 ※1
現役並みⅡ（負担割合：3 割） 年収 770～約 1,160 万円の方		
現役並みⅠ（負担割合：3 割） 年収約 370～約 770 万円の方		
一般所得者Ⅱ（負担割合：2 割）		
一般所得者Ⅰ（負担割合：1 割）		
区分Ⅱ（負担割合：1 割） 住民税非課税世帯の方	1 食 210 円	1 食 230 円 ※2
区分Ⅰ（負担割合：1 割） 住民税非課税世帯の方	1 食 100 円	1 食 110 円

※1 難病患者・小児慢性特定疾病患者の場合 1 食 280 円

※2 過去 1 年間の入院日数が 90 日を超える場合 1 食 180 円

■マイナンバーカードを保険証として利用される場合、本人同意があれば、マイナンバーカードでの確認が可能です。マイナンバーカードでの確認が出来ない場合、保険者が発行する「限度額適用・標準負担額減額認定証」等の提示が必要となります。